

フリーランス保護新法について

多様な働き方が広がりを見せ、いわゆるフリーランスと呼ばれる個人の事業者が増えるなか、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス保護新法）が成立、2024年11月に施行されることとなりました。今回のCBCA NEWSで概要をお伝えします。

✚ 新法の目的と適用対象

新法の目的は、第一条として次のように定められています。

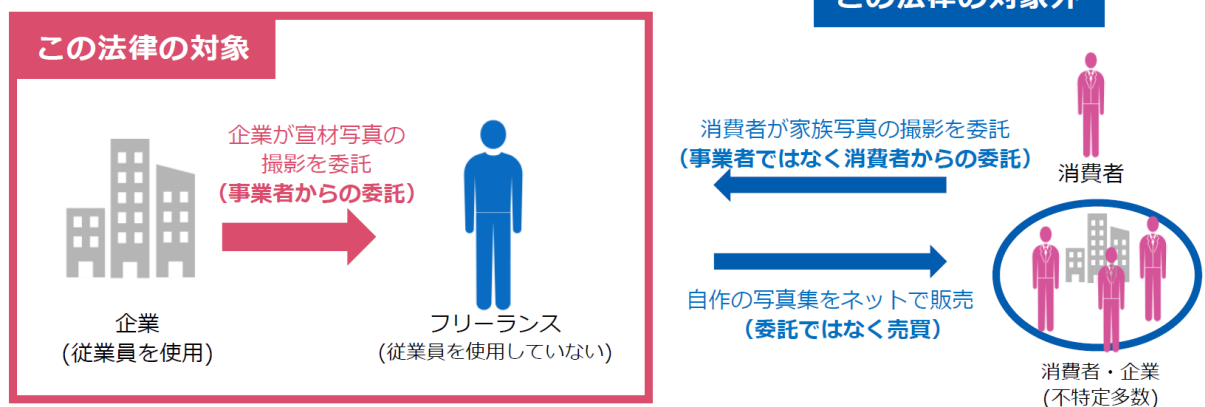
この法律は、我が国における働き方の多様化の進展に鑑み、個人が事業者として受託した業務に安定的に従事することができる環境を整備するため、特定受託事業者に業務委託をする事業者について、特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示を義務付ける等の措置を講ずることにより、特定受託事業者に係る取引の適正化及び特定受託業務従事者の就業環境の整備を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする。

つまり端的に言うと、事業者（委託業者）が、特定受託事業者（フリーランス）に業務委託する際に守らなければならないことを定め、フリーランスの保護を図るのが新法の目的となります。

背景には、取引関係上立場が弱いとされるフリーランスが、委託業者から不当な不利益を被ることが少なくないとの実態があります。近年、その数が増加するフリーランスですが、労働基準法における労働者とは認められず、労働関係法令の適用もありません。そこで、こうした弱い立場のフリーランスを保護し、安心して働けるように必要な規律を設けましょうということです。

ただしこの新法は、全ての業務委託を適用対象とするものではありません。主に対象とするのは、（従業員を使用する）企業が、個人（法人形態の個人を含む）に対して業務委託する場合です。

例：フリーランスとして働くカメラマンの場合



例えば、従業員を使用する法人形態の業務受託者は適用対象外です。受託者が個人であっても、一般消費者からの依頼は対象となりません。また、委託によらないフリーランス自らの販売事業なども対象外です。あくまで、取引関係上立場の強弱が生じやすい委託企業と受託個人との取引間について定めようとするのが、新法の大きな目的です。

✚ 委託者の義務項目

新法では、業務委託者の義務として、以下の内容が定められています。

義務項目	具体的な内容（概要）
① 書面等による取引条件の明示	業務委託をした場合、直ちに、「業務の内容」「報酬の額」「支払期日」など、定められた取引条件を書面等により明示する
② 報酬支払期日の設定・期日内の支払	発注した物品等を受け取った日から数えて60日以内のできる限り早い日に報酬支払期日を設定し、期日内に報酬を支払う
③ 募集情報の的確表示	広告などにフリーランスの募集に関して掲載する際には、虚偽の表示や誤解を与える表示を行わず、内容を正確かつ最新のものに保つ
④ ハラスメント対策に係る体制整備	フリーランスに対しハラスメントを行なわない方針の明確化や、相談や苦情に応じ適切に対応するために必要な体制の整備などを講じる
⑤ 禁止行為	1か月以上の業務委託をした場合、「受領拒否」「報酬の減額」「不当な経済上の利益の提供要請」など、定められた禁止行為をしない
⑥ 育児介護等と業務の両立に対する配慮	6か月以上の業務委託をした場合、フリーランスが育児や介護などと業務を両立できるよう、申出に応じて必要な配慮をする
⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示	6か月以上の業務委託をした場合、中途解除したり更新しないときは、原則30日前までに予告し、請求があった場合はその理由を開示する

上記のうち①については、業務を委託する全ての事業者（個人のフリーランスを含む）が守らなければなりません。従業員を使用する企業の場合は、①に加えて②～④を守らなければなりません。さらに、一定の期間以上業務委託する企業は、①～⑦の全てが義務項目の対象となります。

さて、上記の項目をみると、①や②のように、商取引において当然に定められるべき契約条項が多くを占める一方、④や⑥のように、ハラスメントや育児介護負担者へのケアといった最近の労務管理に通ずるような条項も含まれます。従業員に対する労務管理にも課題を抱える企業などにとっては、少々対応が面倒に感じる内容かもしれません。

この新法の制定には、内閣官房のほか、公正取引委員会、中小企業庁、および厚生労働省が携わっています。そのため、「フリーランスと企業間の取引の適正化」から「フリーランスの就業環境の整備」まで広範囲をカバーする法律となっていることが、この新法の大きな特徴と言えるでしょう。

一般社団法人全国経営診断士協会

〒105-0012

東京都港区芝大門 1-1-32

御成門エクセレントビル 8階

TEL : 03-6459-0161

FAX : 03-6435-7717

mail@cbca.jp

http://www.cbca.jp

お問い合わせ先